日本共産党についての政府見解に関する質問主意書

提出者 丸山穂高

日本共産党についての政府見解に関する質問主意書

日本共産党に対する岸田内閣の見解について、以下質問する。

ゆる って政府の認識は何ら変更するものではない旨発言している。 令和三年九月十四日、 「敵の出方論」に立った暴力革命の方針に変更はないものと認識している旨、 加藤勝信官房長官 (当時) は記者会見において、政府としては日本共産党のいわ 日本共産党の 「敵の出方論 及び志位氏の発言によ に立った

警察庁が平成十六年に発行した「焦点」第二六九号 (警備警察五十年~現行警察法施行五十周年記念特

集号~)の記事について

力革命の方針」

に変更がないという見解は、

岸田内閣においても変わりはない

か。

1 ている旨の記述がある。 鳥警部射殺 日本共産党が昭和二十年代後半に暴力的破壊活動を行ったことは歴史的事実であり、 事件」 (昭和二十七年一月) この歴史的事実に関する認識について、 「大須騒擾事件」 (昭和二十七年七月) 岸田内閣においても変わりはな の判決でも認定され そのことは か。 白

う 平成十六年一月改定の 「二段階革命」方式、 統一戦線戦術といった現綱領の基本路線に変更はなく、このことは 日本共産党綱領にお いて、 民主主義革命から引き続き社会主義革命に至るとい 「敵の出方

2

論」に立つ同党の革命方針に変更がないことを示すものである旨の記述がある。岸田内閣においては、

令和二年一月改定の日本共産党綱領に関しても同様の認識か。

三 岸田内閣において、 日本共産党について破壊活動防止法に基づく公安調査庁の調査対象団体としている

こと、及び警察庁が日本共産党の動向に注意を払っていることに変わりはないか。

右質問する。